

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 住宅課
委託業務番号	令和6年度 長住宅第61号
委託業務名称	長浜市空き家バンク登録前物件調査業務委託
委託業務場所	長浜市全域
業務の概要	相談窓口を開設し、空き家バンク登録希望者からの相談に応じるとともに、空き家バンク登録を希望された建物を現地確認し、登録の可否について専門的な見地から判断を行う。
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1,300,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市移住定住促進協議会
契約相手方の選定理由	空き家バンク事業を含む本市の移住定住促進事業を長浜市移住定住促進協議会が受託していること、また古民家の利活用や湖北地域への移住交流などの事業の実績があり、業務に関する専門的な知識と経験を有しているため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>